

# 地方公務員等共済組合法が改正され、 非常勤職員へ短期給付・福祉事業が 適用されます

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年6月公布）における被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用対象の拡大に併せて、地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月から、**地方公務員等のうち被用者保険の適用対象である非常勤職員**に対し短期給付（医療保険）・福祉事業（人間ドック等）が適用されます。

東京支部では、約2万人の組合員の増加が見込まれています。



## 短期給付（医療保険）・福祉事業（人間ドック等）

**対象者** 社会保険（協会けんぽ等）の適用対象である非常勤職員の方

**適用時期** 令和4年10月から

## 長期給付（厚生年金保険給付および退職等年金給付）

長期給付は適用されません。引き続き第1号厚生年金（一般厚生年金）に加入します。

## 臨時的任用職員の取扱い

臨時的任用職員は、「常時勤務に服することを要する地方公務員」として採用日から組合員資格を取得しますが、今回の法改正により短期給付および福祉事業のみ適用されることになります。

令和4年9月30日以前に資格取得した臨時的任用職員についても同様の取扱いとなり、令和4年10月からは、第3号厚生年金（公務員厚生年金）から第1号厚生年金（一般厚生年金）に移行します。



▶ 具体的な要件や事務処理等につきましては、  
通知文やホームページ等で順次お知らせします。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826